契約・調達管理会議設置要綱の改正について

【改正のポイント】

○契約・調達管理会議に財産処分事務の厳正な確認を行う機能を追加し、取得した財産 の処分手続が適正に実施されているか精査及び確認を行う。

【要綱本文】

(目的)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟(以下「連盟」という。)、東京都及び公益財団法人東京 2025 世界陸上財団(以下「財団」という。)は 2025年世界陸上競技選手権大会(以下「本大会」という。) の準備、運営を実施するに当たり、本大会における買入れ、請負その他の契約の手続等の公正性、 公平性及び透明性を担保するために、予算執行及び契約調達、財産処分事務の厳正な確認を行うこ とを目的とし、三者共同で契約・調達管理会議(以下「本会議」という。)を設置する。

(所管事項・付議条件)

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、財団において本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件について、契約手続(予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等)及び契約締結(調達価格及び契約相手方の決定、入札手続きの適格性の判定等)、取得した財産の処分手続が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 契約手続実施前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約手続実施前に精査、確認を行う。 ただし、緊急性等が認められることについて委員に事前協議を行った案件は、契約手続実施前の精 査、確認によらず、契約手続実施後の報告によることを認めるものとする。

- ア 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約
- イ 一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約
- ウ 特命随意契約(予定価格 50 万円以上)
- エ 総合評価方式による契約
- オ プロポーザル方式による契約
- カ 収入案件(スポンサー契約関係)
- キ 単価 50 万円以上の備品の売払い契約等
- ク 社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件

案 件 概 要

	共	通
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会の直前期に係る 気運醸成業務委託	
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団	
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 (特命随意契約)	

内 容

【目的】

大会まで2か月を切った直前期間において、大会アンバサダーやアスリート等を活用した施策を展開し、テレビ放映等を通じて子供をはじめ幅広い層の人々の世界陸上に対する興味関心・認知度向上を図り、大会への気運醸成を図る。

【主な業務内容】

- ○国内向けプロモーション動画の作成
- ○各種イベント
 - スカイツリーライティングセレモニー
 - 日本代表選手公開練習
 - ■事前キャンプ訪問

【契約期間】

契約締結日から令和7年10月31日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

〇令和6年6月12日に締結したスポンサー契約(カテゴリー:放送・エンゲージメントサービス)により供給優先権を有する事業者と財団契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結する。

契約締結前付議理由

付議基準

入札・契約手続き等確認結果

所管部署

業務室広報・メディア部広報・メディア課 FA: PR & Promotional Campaigns

契約・調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名 東京2025世界陸上競技選手権大会の直前期に係る気運醸成業務委託

契約方式 特別契約(特命随意契約)

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における気運醸成に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
	●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	 ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が 妥当であることを確認した。	

区分 その他

案 件 概 要

	共	
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における 輸送等業務委託	
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団	
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 (特命随意契約)	

【目的】

大会における輸送や出入国を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者(選手、WA関係者、メディア等)への車両の運行・管理、各会場や空港での案内誘導、ビザ申請の書類作成・送付などの業務を委託する。

【主な業務内容】

〇輸送業務

| 輸送実施計画の作成、バス・備品の調達、車両の運行・管理、輸送デスクの運営など

〇出入国業務

運営マニュアルの作成、スタッフ確保・備品調達、ウェルカムデスクの運営など

〇ビザ業務

ビザ申請マニュアル(日・英版)の校正、ビザ申請書類の作成・送付、問合せ対応など

【契約期間】

契約締結日から2025年12月19日まで

契約変更

○令和6年12月5日付で契約締結 契約者:近畿日本ツーリスト株式会社 現契約金額(概算):680百万円(税込)

【理由】

通

〇本業務の発注後に、WAや各施設管理者等との協議により、業 務内容や数量等に変更が生じたため、契約変更を行う。

変更後契約額(概算):740百万円(稅込)

增額金額(概算):60百万円

【主な変更点】

- ○T1/T2ドライバ―等の新規追加
- ○備品調達費用の増
- ○施設整備費用等の増

所管部署

業務室宿泊輸送部宿泊輸送課

FA: Transport, Arrivals & Departures, Visas

契約・調達案件 個別確認表 (契約変更)

案件名 東京2025世界陸上競技選手権大会における輸送等業務委託

契約方式 特別契約(特命随意契約)

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における輸送等に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容 が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
	●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
 予算執行が適正なものであること 	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
 予定価格が妥当なものであること 	 ● 定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
公費の対象として適切なものである こと	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から 検証を行い、確認した。	